

大子町告示第 11 号

大子町庁舎視察受入れに伴う費用徴収等に関する要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 10 日

大子町長 高 梨 哲 彦

大子町庁舎視察受入れに伴う費用徴収等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大子町（以下「町」という。）が大子町役場等の視察（以下「庁舎視察」という。）を受け入れ、庁舎の案内、資料提供等の対応を行う際の費用徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第 2 条 庁舎視察の受入れ及びそれに要する費用の徴収に関する庶務は、まちづくり課において行う。

(庁舎視察の受入日時)

第 3 条 庁舎視察を受け入れることができる日時は、原則として開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、標準所要時間は 1 時間程度とする。ただし、双方の都合により当該指定の日に対応することが困難であることが明らかな場合その他やむを得ない事情により、当該指定の日時以外に対応することが必要と認められる場合は、その限りではない。

(庁舎視察の申込み)

第 4 条 庁舎視察を希望する者は、事前にまちづくり課と調整した日程により、希望日のおおむね 2 週間前までに庁舎視察申込書（様式第 1 号）により町長に申し込まなければならない。

(資料提供の申込み)

第 5 条 資料提供を希望する者は、資料提供申込書（様式第 2 号）により町長に申し込まなければならない。

(費用の徴収及び額)

第 6 条 町は、前 2 条の規定による申込みに対応するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる費用を徴収するものとする。

- (1) 庁舎視察の受入れ（次号の場合を除く。）を行ったとき 視察者 1 人当たり 500 円（資料代を含む。）
- (2) 資料提供を行ったとき 1 部につき 300 円（送料については調査者が負担）

2 町は、次に掲げる者で構成される団体が庁舎視察を行う場合は、前項に規定する費用を減免することができる。

- (1) 町民
 - (2) 国又は茨城県内の地方公共団体の職員
 - (3) 国又は茨城県内の地方公共団体の議員
 - (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校に通学する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者
- （費用徴収の方法）

第 7 条 前条に規定する費用については、町が納入通知書を発行の上、徴収する。

2 前項の規定により徴収した費用は、返還しない。

（補則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。